

# ネットワーク 九州 9条連

No. 204 2026年1月5日

## 憲法9条一世界へ未来へ九州連絡会

〒800-0057 北九州市門司区大里新町11-1

JR 貨物労門司機関区分会事務所

TEL 093-372-3781(FAX 共用)

共同代表／友田良子・内田博文

### 第17回総会報告(その1)

## スパイ防止法について

九州9条連共同代表 内田博文

### はじめに

日本はスパイ防止法を持たない世界でも珍しい国と長年、いわれてきました。それは 戦後になってからの話で、戦前は厳しく取り締まる法令がありました。その柱となったのは「軍機保護法」という名前の法律です。軍事機密の漏洩防止を目的に1899年(明治32年)に制定されました。軍機保護法では、外国への情報漏洩とそれに対する罰則も盛り込まれました。

第3条で、敵国を利するスパイ行為、もしくは軍事機密を漏らした者は死刑・無期懲役、または7年以上の懲役に処すると、こういうふうに厳しく罰せられました。

近衛文麿政権のブレーンとして政界・言論界に重要な地位を占め、軍部とも独自の関係を持ち、国政に大きな影響を与え、ソ連のスパイとしても活動した朝日新聞記者の尾崎秀実が、いわゆるゾルゲ事件でリヒャルト・ゾルゲとともに死刑に処されたというのも、この軍機保護法と刑法の外患罪という犯罪でした。

時代の動きに合わせて法改正が進み

ます。そして、「軍機」の範囲はどんどん拡大してきました。取り締まりの対象は軍関係者だけでなく、一般市民や新聞記者、学者などの民間人にまで及びました。言論や出版の内容にも大きく制限がかかりました。軍の方針にそぐわなかったり、政権を批判したりする内容のものは規制を強いられました。戦時中、とくに戦争末期になると、社会は暗黒の全体主義に覆われました。戦後の日本がスパイ防止法をつくらなかったのは、こうした戦前戦中の苦い経験と反省の上に立っていたということです。

### —スパイ防止法案の廃案 法案の概要

つぎは「スパイ防止法案の廃案」です。まずは法案の概要ですが、「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」、いわゆるスパイ防止法は、自民党議員による議員立法として、1985年6月6日(昭和60年)に国会に提出されました。その推進力になったのは、国際勝共連合=統一教会によって周到に準備された「草の根の運動」が、その担い手になりました。

法案は14か条及び附則からなってきました。問題は、「国家秘密」の定義です。「この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっ



ていないものをいう。(第2条)と規定されています。非常に抽象的でよくわからぬものになっています。

「国家秘密」の保護措置については、次のように規定されました。

「国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。」「前項の措置を講ずるに当たり、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を国の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。」

(第3条) こういうかたちです。取り扱う者に規制をする。

重要な点は、罰則です。この基本類型とされるのは、外国通報目的等国家秘密外国通報罪です。要するに外国に

国家秘密を通報する、こういう罪です。

その内容ですが、「外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報した者」、これが一つです。

それから「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報した者」(第5条第2項) こういう内容の犯罪です。無期又は3年以上の懲役に処す

(第5条第1項、第2項) となっています。未遂も処罰する(第9条)。教唆し、又は扇動した者は10年以下の懲役に処す(第11条第5項)。予備又は陰謀をした者は、10年以下の懲役に処す(第11条第1項)。第5条第1項、第2項以外の国家秘密外国通報罪は2年以上の有期懲役に処す(第6条第2項) となっています。(第9条)。教唆し、又は扇動した者は7年以下の懲役に処す(第11条第5項)。予備又は陰謀をした者は、7年以下の懲役に処す(第11条第2項)。このように規定されています。

このように外国に国家秘密を通報すれば、ほとんど処罰する、それも非情に厳罰で処罰する。一番高い場合は死刑だとなっています。これには結果過重犯として、通報の結果、「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの」、こういう場合はどうするのかと、「外国(外国のために行動する者を含む)に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者」の場合、または

「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報した場合」は、死刑または無期懲役に処す（第4条第1項、第2項）となっています。これ以外の者の場合は、無期または3年以上の有期懲役に処す（第5条第3項）。こういうふうになっています。

もう一つの類型は、これ以前の段階です。通報するためには国会秘密を探知することが必要になりますので、この探知収集罪というのも規定されています。

外国通報等のための国家秘密探知・収集罪も規定されています。「外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者」は2年以上の有期懲役に処す（第6条第1項）。それから20年という話もあります。加重すると25年まで上がっていく。未遂も処罰される（第9条）。教唆し、又は扇動した者は7年以下の懲役に処す（第11条第5項）。予備又は陰謀をした者は、7年以下の懲役に処す（第11条第2項）と非常に重い。「不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者」は10年以下の懲役に処す（第7条第1項）。未遂も処罰する（第9条）。教唆し、又は扇動した者は5年以下の懲役に処す（第5項）。予備又は陰謀をした者は5年以下の懲役に処す（第11条第3項）。こうなっています。

国家秘密漏えい罪も規定されています。「国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘

密を他人に漏らしたもの」は10年以下の懲役に処す（第7条第2項）。未遂も処罰する（第9条）。予備又は陰謀をした者、教唆し、又は扇動した者は5年以下の懲役に処す（第11条第3項）。こうなっています。

業務者以外の者で「国家秘密を他人に漏らした者」は5年以下の懲役に処す（第8条）。未遂も処罰する（第9条）。予備又は陰謀をした者、教唆し、又は扇動した者は3年以下の懲役に処す（第8条第4項）。こうなっています。

注目されるのが、国家秘密過失漏洩罪も規定されています。国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、2年以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処す（第10条第1項）。誤って過失によって漏えいした場合でも処罰となっています。業務者以外の者で、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により誤って他人に漏らした者は、USBメモリーをどこかに置き忘れてても漏洩これにあたる。書類をどこかに忘れた場合も漏洩すれば処罰しますとなっています。1年以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処す（第10条第2項）。こうなっています。国外犯処罰規定も置かれています（第13条）。

例えば業務者から「USBメモリーを預かっておいて」といわれ預かったんだけど、それを誤ってどこかに置き忘れたということも処罰されるということです。家族も、そういうことになってくるということです。

しかし、この自民党案は、廃案されました。

### 廃案後の動き

しかし、自民党内からも反対の議員が出たこともあって、反対多数で、審議未了、廃案になりました。廃案から約15年後の2001年に自衛隊法が改正されて、従来の第59条における「秘密を守る義務」規定に加え、第96条の2が「防衛秘密」規定が新設され、廃案となったスパイ防止法案の一部と同趣旨の規定が盛り込まれました。

巧妙に廃案になったけれども、その後のいろんな法律のなかで、このように取り込んでいく。こういう積み重ねがあったということです。2007年2月には、航空自衛隊の一佐が読売新聞記者に機密情報を漏洩した。この規定に違反したとして、この自衛隊法に違反したとして警務隊が事情聴取や家宅捜索を行ったと報じられています。こういう形で来たわけですけれども、先ほども話があったように、スパイ防止法が再び浮上し始めているところです。

## 440回目の自衛隊築城基地 反基地座り込み

1月2日、途切れることなく「2日の座り込み」が、小雪降る中40名余りで2時間行われた。福岡出発時は多少路面は濡れていたが、小倉近くの車窓は雪景色に変わり、最寄りの築城駅に到着時は横風に雪が舞っていた。

主宰者の渡辺ひろ子さんによると明け方から降り出し、凍結が心配な娘さんから「止めたら、誰か迎えに来ないのか」と強く引き留められたらしい。彼女は「誰か一人でも参加したら私は行かなあならん」と車で来たと挨拶していた。確かに、道路端や基地周辺の木々は雪が積もり、地温が上がったせいか降る雪は直ぐ溶け路面はグチャグチャ状態であった。

当日はさまざまな人が、発言していたが、特徴的なことを報告する。

- ・日出生台演習場の新たな動きとして、従来の155mmりゅう弾砲と小銃や機関

銃だけでなく、2種類の迫撃砲やロケットランチャー、個人携帯対戦車弾を追加したいと米軍から防衛省に求められているらしい。これを受け、九州防衛局が大分県に「使用火器を見直す」と伝達した。今後常態化するのではと危惧する。

- ・昨年12月19日、オスプレイ佐賀駐屯地(佐賀空港)配備に抗議する集会に参加していた女性が公務執行妨害で逮捕され13日勾留されるという事件が発生した。当人も参加していて経緯を説明した。参加者から「理由はなんでも付けられる、運動を委縮させることが目的だ」「そもそも逮捕そのものが不当だ、権力の弾圧だ」と激励の声掛けがされた。

- ・政府高官の核兵器保有発言に対して、高校生が緊急アピールを発し、小学校の校長が「戦争体験の読み聞かせ」をやり、小5、6年生が感想文を書いていることに希望を感じる、との報告もあった。

※ [後記] 紙面が窮屈になりました。今年も連帯と力合わせし活動しましょう(お)